

秋田市告示第270号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月12日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

(1) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書

(2) 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書